

経営者のための学校情報

拝啓理事長先生

第230号 この資料は全部お読みいただいて1分10秒です。

今回のテーマ： 学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更認可申請で提出が求められる財産目録について

公認会計士の監査報告書が必要となるケース

学校法人の寄附行為等の認可申請で提出が求められる書類のひとつとして「財産目録」があります。以下の場合には、作成した財産目録に公認会計士の監査報告書が必要となります。「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日文科省告示第117号）

設 立	<ul style="list-style-type: none">・私立大学等を設置する学校法人の設立・設置者の変更による学校法人の設立
設 置	<ul style="list-style-type: none">・私立大学又は私立高等専門学校の設置・私立大学に新たに学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校の新たな学科の設置・私立大学の共同学科等の設置・都道府県知事の所轄に属する私立学校又は課程等の設置・私立学校の設置者となる場合の設置者の変更

財産目録作成の流れとポイント

- ①「様式第6号その1(第11条関係)」の入手 … http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/03072801.htm
- ②現物の調査
- ③固定資産台帳などの内部管理書類や他の申請書類との整合性の確認

■ポイント

- ・様式第6号その1(第11条関係)は平成27年3月1日に改正されました。財産目録の基本的な作成方法は「財産目録の作成に係る基本方針」(平成27年9月)に記載されています。情報は随時更新されますのでご注意ください。http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1334533.htm (P211)
- ・不動産(土地建物)については直近の登記簿謄本が根拠資料となります。滅失登記などの申請もれがないかどうか確認してください。「登記簿」と「財産目録」に不整合があれば備考欄や欄外にその説明を記載することが求められています。そのほか、固定資産台帳と照合して差異がある場合は原因を明らかにして適切な対応を行ってください。
- ・不動産以外については例えば以下の点に注意が必要です。
 - ◇機器備品を部門按分して固定資産台帳で管理している場合、品数をダブルカウントしていないか
 - ◇図書は図書台帳や図書管理ソフトの冊数及び金額が実態に即しているか
 - ◇借用財産は賃貸借契約書に基づき記載されているか(土地建物以外の借用財産の記載は要しません。)
- ・貸借対照表の他に毎会計年度作成する財産目録(私学法第47条)との整合性の確認も必要です。

お見逃しなく!

「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引き(平成27年度改訂版)」で詳細をご覧ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1334533.htm